

## 平成24年度第2回北海道食の安全・安心委員会BSE専門部会の概要

1 日 時 平成25年2月25日

2 場 所 かでる2・7 710会議室

3 出席者

- (1) 専門部会 部会長 一色 賢司 北海道大学大学院水産科学研究院教授  
特別委員 小倉 豊 北海道肉用牛生産者協議会会長  
佐々木一司 北海道食肉事業協同組合連合会会長  
塩越 康晴 北海道消費者協会主査  
堀内 基広 北海道大学大学院獣医学研究科教授  
(現食品安全委員会<sup>7</sup>リカ専門調査会専門委員)
- (2) 道 側 農政部食の安全推進局土屋局長、花岡生産技術担当局長、奥田家畜衛生担当課長、保健福祉部健康安全局食品衛生課高橋課長ほか

4 概 要

(1) 検討事項

ア 欧米のBSE対策に対するそれぞれの委員の立場からの意見の整理

【道側から次の説明】

① 欧米におけるBSE対策

- ・ 飼料規制等の対策により、世界的にもBSEの発生は激減。  
(ピーク時の1992年は3万7千頭以上、2012年は12頭)

② EU(欧州連合)におけるBSE対策

- ・ 発生国がEU全体に拡大したことを受け、欧州委員会は2001年、統一的な対策を進めるため、最新の科学的知見を元にBSE防疫に関する規則を制定。
- ・ 2005年、BSE対策見直しの方向性を示す「第一次TSEロードマップ」を公表、2010年には「第二次ロードマップ」を公表するなど対策を見直し。
- ・ BSE検査対象牛の月齢は、欧州食品安全機関によるリスク評価を元に決定し公表。
- ・ 検査対象月齢はリスク評価に基づいて段階的に引き上げられ、2012年10月以降、ブルガリアとルーマニアを除く加盟国は、健康と畜牛の検査を「72か月齢超」から廃止も可能とされた。

③ OIE(国際獣疫事務局)によるSRMの基準、サーベイランス実施方法等

④ 北米におけるBSE対策の経緯、SRMやサーベイランス対象牛

### 【委員からの主な意見】

- ・ 国内の若齢牛1頭（23か月齢）で非定型BSEが見つかったが、世界中で数千万頭検査しても若齢牛での非定型BSEの発生は他に無い。他は全て6歳以上での発生。
- ・ 国内の若齢牛非定型BSEでは、感染性が確認されなかった。
- ・ 世界的にBSEのリスクが低下しているのは間違いないが、日本は管理措置の見直しに中々踏み出せていない。
- ・ 消費者の立場からは、検査を継続して欲しい。
- ・ 事後対応ではなく予防原則を考えた検査など、先行投資に予算をかけて継続的に流通に乗らない様にした方が食の安全や安心に繋がるのではないか

### イ 国が検査対象月齢を30か月超とした場合の北海道が行う検査に対する意見の整理

#### 【道側から次の説明】

- ① 道が2月14日に札幌市で開催した「国内における牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに関する説明会」の概要
- ② 平成24年11月から12月に厚生労働省が実施したパブリックコメントに対し、中央消費者団体や道が提出した意見

### 【委員からの主な意見】

- ・ 検査以外にも、国内の生産現場で取り組まれている飼料規制やトレーサビリティ制度について、消費者にアピールするべき。
- ・ 見直しされる対策だけではなく、「これまでの経緯」や「今後も継続される対策や規制」についても丁寧に説明する事が大切。
- ・ 道内で生産される牛肉の9割は道外へ流通していることから、道が自主的に行っている対策の見直しに関しては、大手小売業者や道外消費者等の意見も聞く必要がある。
- ・ 消費者への情報伝達手段としては、インターネット以外にも工夫が必要。
- ・ 検査対象月齢の見直し等に関しては、道と畜産県が連携するなどして積極的な提言や働きかけをし、全国の自治体で足並みが揃い易くなるよう意見を出すべき。
- ・ 30か月で線引きした場合、一般的な和牛のと畜月齢が跨ることになり、現場は混乱する。と畜検査に携わる自治体からの意見は、国による方針決定以前に出さなければ意味が無い。
- ・ 今回の見直しに関して、厚生労働省の説明が不足しているのではないか。平成17年の見直しと比較して説明会の開催も少なく、決定後の事後報告であることに不満。

## (2) その他

- ・ 委員から、3回目の開催時期について照会
  - 道側から、食品安全委員会において更なる検査対象月齢の引き上げについて検討中であり、この答申を踏まえた時期（5月下旬以降）に開催する予定であることを報告。
  
- ・ 食品安全委員会が検討している「更なる月齢の引き上げ」とはどれくらいなのか。
  - 国の調査会専門委員も務める特別委員から、具体的な数値が示されていない諮問なので難しいのだが、安全域を持って議論を進めている旨の情報提供。